

はしがき

著者	作本 直行
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	182
雑誌名	アジア諸国の憲法制度
ページ	iii-vi
発行年	1997
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014224

はしがき

本書は、平成6年度に実施した経済協力調査プロジェクト「経済発展と法制度」に関する成果をとりまとめたものである。

アジア諸国はこれまで急速な経済発展を達成してきたが、民主化という新しい課題に直面している。長期政権を維持してきたアジア諸国の指導者も交代の時期をむかえており、これまでの開発体制をどのように維持し、かつ民主化の要求を組み入れるかの課題に直面しているものといえよう。しかし、このような民主化の課題は、これまでの過去の植民地統治の遺制、あるいは民主化に対する国民の現代的な要求、あるいは国際社会からの影響のすべてを引きずっている課題である。欧米流の個人主義に重点をおいた民主主義はアジア諸国にはあてはまらないといった主張が、ASEAN諸国の政治指導者から何度となくこれまで繰り返されてきている。アジア諸国からのこれらのメッセージのなかには、同じアジア地域の一員であるわが国にとって、現在のわが国がかかえる法制度上の疲労を除去し、さらにこれを別の角度から見直す機会をもつために、傾聴すべき意見が多分に含まれているものと考えられる。

折しも、1996年9月に、国際憲法学会（IACL）の第4回世界大会が、アジア地域の東京で開催され、アジア諸国から多数の研究者が参加した。小林直樹教授によれば、「立憲主義の普及と確立はアジアにおける緊急の優先的課題といえよう。アジア諸国の立憲化を実現しないままに、人口の増加と開発の促進をそのまま続けていくと、アジア全域にわたり、資源の減退、食糧の不足、環境の悪化が進むと同時に、“資源戦争”と社会的不安定も拡がり、

……ますます立憲主義から遠ざかるという、不幸な悪循環に陥らせることになるだろう」との会議の感想が示されている（『法律時報』第67巻第6号）。

アジア諸国の憲法制度は、過去の伝統的な遺制と現代の社会的なニーズとの間で微妙なバランスを確保している。欧米の考えでは、統治構造は人権を保障するための装置であると考えられてきた。現在、アジア諸国は、国家と個人の新しい関係あるいは統治関係のあり方を模索しようとしている。しかしながら、途上国の統治構造といえども、欧米の歴史的な法伝統から完全に自由というわけにはいかない。先進国で確立された立憲主義の法伝統をどのように自国に適合させるか、あるいはどのようにこれを修正して独自に発展させるかといった一種の縛りがはたらいているといえよう。法の形式と実態があまりに乖離しすぎている場合には、これは外見的立憲主義として批判を受けることになるであろう。

アジア地域の現行憲法のなかで、1940年代に制定・改訂された憲法は日本、インドネシア、台湾だけである（『序論』参照）。クーデタなどの大きな政治社会変動に伴って、憲法改正がすでに繰り返行われている。これまでアジア諸国では法は機能しないとしばしば言われてきたが、憲法はその頂点に位置してきた。現在、アジア諸国においては、民主化、人権擁護の意識関心が急速に増大しつつある。この結果、立法府、行政（執行）府、司法府のあり方も、さらには地方自治のあり方も徐々に変化することであろう。以上のような関心に立って、アジア諸国がおかれた憲法制度を念頭におきつつ、アジア諸国の統治構造を中心にまとめたものが、本書である。

この作業を進めるにあたり、次の点に留意した。つまり、憲法議論の場合には、社会実態と法の理念には大きなズレが予想されることである。このため、これらを混同した議論は好ましくないであろうと判断し、これらはできるだけ整理して記述することにした。本書においては、むしろ現行憲法の条文が何を規定しているのか、何を植民地法制時代から引き継いでいるのか、現行憲法がどのような基本的課題をかかえているかなどを検討することを課題にした。憲法の基本構造をまず明らかにすることが、当面の重要課題と思

われたからである。この意味で、本書では実定憲法を基本的に参照しつつ、記述する方式を原則的に採用している。また、利用者が、急速に変動する各国の憲法制度を、全体的に鳥瞰できるように、各国別に、一定の調査項目の流れに沿った研究方法を採用した。具体的には、法制史、立法、行政、司法、地方制度についてである。なお、アジア諸国における法の変動は激しい。原稿の執筆時点は1996年3月であるが、その後、いくぶんかの加筆訂正を行った場合もある。また、各国編の扉部分の地図は、『アジア動向年報1997』（アジア経済研究所）を参照している。

なお、本書のとりまとめにあたり、執筆者に対して、度重ね厄介な注文をお願いしたにもかかわらず、多忙を厭わず、快く引き受けてくれた。心から感謝したい。なお、このプロジェクトを実施するにあたり、海外の共同研究者（タイ国タマサート大学法学部準教授 Vorapot Visrutpich および助教授 Vishnu Varunyou）の協力を得て、「タイの民主化過程と司法審査制度」(The Democratization Process and the Judicial Review in Thailand) と題する調査研究を実施し、報告書を拝受した（英文）。これを要約して、本書の補論に付したので、アジア諸国における問題状況を理解するうえの参考として、ぜひ利用していただきたい。また、本報告書を作成するにあたり、内外の多くの識者から貴重な意見あるいは講義を受けてきた。この場を借りて、これらの方々に謝意を表したい。

本研究会の参加者は以下のとおりである（肩書は執筆時点）。

主	査：作 ^{さく} 本 ^{もと} 直 ^{なお} 行 ^{ゆき}	（アジア経済研究所経済協力調査室）
委	員：鮎 ^{あひ} 京 ^{きょう} 正 ^{まさ} 訓 ^{のり}	（名古屋大学大学院国際開発研究科教授）
	大 ^{おお} 村 ^{むら} 泰 ^{やす} 樹 ^き	（中央学院大学法学部教授）
	神 ^{かみ} 尾 ^お 真 ^ま 知 ^ち 子 ^こ	（帝京平成大学情報学部経営情報学科助教授）
	中 ^{なか} 村 ^{むら} 義 ^{よし} 幸 ^{ゆき}	（明治大学短期大学法律科教授）

海外共同

研究者：Professor ^{ウオラポット・ウイサルットピット} Vorapot Visrutpich (タイ国タマサート大学法学部准教授)

^{ウイサヌ・ワランユウ} Professor Vishnu Varunyou (タイ国タマサート大学法学部助教授)

幹事：^{いまいずみ しん や} 今泉 慎也 (アジア経済研究所，在バンコク海外派遣員)

アドバイザー：^{いしだ あき え} 石田 暁恵 (アジア経済研究所開発研修室主任調査研究員)

協力者：^{よつもと けん じ} 四本 健二 (名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程)